

下水道について

下水道本管や公共ますなどの設置状況を、事前にご確認・ご相談ください。

- 汚水処理について、開発行為及び建築確認の申請前に、下水道等が使用可能な区域であるかを下水道課排水設備係へご確認ください。

下水道本管の埋設状況は「いいだWebマップ」からも確認できますが、地形等の状況により本管への接続が困難な場合もありますので、直接下水道課へご相談ください。なお、回答にはお時間をいただく場合もありますのでご了承ください。

また、集合処理区域外の生活排水処理には、合併処理浄化槽を設置していただきますが、設置費の一部に補助金が交付される場合がありますので下水道課へご相談ください。

建物の解体、撤去に伴う排水設備、公共ます等の取り扱いについて

- 建物解体や建て替え時に、既存の排水設備を全て撤去する場合は、あらかじめ公共下水道使用廃止届の提出を下水道課へお願いします。（下水道使用料金の請求を止められます）公共ます又は公共ますの直近でキャップ止めなどによる土砂流入防止措置と、公共ますを破損することのないよう防護措置をお願いしています。（工事の前、後の写真要提出）工事方法等は、事前に下水道課又は飯田市下水道排水設備指定工事店へご相談ください。

雨水貯留浸透施設の設置について

- 水環境系の再生、水資源の有効利用及び治水対策の一環として、宅地内の雨水の有効利用及び流出を抑制するために、雨水貯留浸透施設の設置を推進しています。雨水貯留槽または雨水浸透枳設置費の一部を補助する制度がありますのでご検討ください。

<https://www.city.iida.lg.jp/site/jougesuido/usui-hojo.html>

制度の内容についての問い合わせ、申請書の提出は下水道課排水設備係へお願いします。

問い合わせ先

下水道課 排水設備係 電話 22-4511 内線 2286